適切な意思決定支援に関する指針

赤羽医院

〇 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者さん・家族等と医師をはじめとする医療・介護担当者の チームが最善の医療・ケアを提供するために、患者さん・家族などに対して適切な説明と 話し合いを行ったうえで、患者さん本人の意思決定を基本とした医療・ケアを提供します。

○ 人生の最終段階の定義

人生の最終段階とは、患者さんの状態を踏まえ、医療者・介護担当者のチームが判断します。厚生労働省の定義では、以下の条件を満たす場合とされています。

- (1) 医師が客観的な情報を基に、治療により病気の回復が期待できないと判断すること
- (2) 患者が意識や判断力を失った場合を除き、患者・家族・医師・看護師等の関係者が納得すること
- (3) 患者・家族・医師・看護師等の関係者が死を予測し対応を考えること 具体的には、がんの末期で生命予後が数日から数ヶ月程度と予測される場合、脳血管障害や老衰などにより経口摂取が困難になってきている場合などを想定しています。

○ 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者から病状について適切な説明と情報提供がされ、それに基づいて医療・ケアを行うチーム内で情報共有を行い、患者さん本人による意思決定を基本として、医療・ケアを提供していきます。
- (2) 本人の意思は時間経過とともに変化することがあり、その都度患者さんが意思を伝えられるように支援を行い、患者さん・家族等と繰り返し話し合いを行います。
- (3) 患者さん本人が意思を伝えられなくなる可能性があり、家族等の意思を代理して決定する人の選定を勧め、その人を含めた話を行います。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアの開始・不開始、医療・ケアの内容変更、医療・ケア行為の中止などについては医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
- (5) 医療・ケアチームにより、可能な限り患者さんの疼痛やその他の不快な症状を十分 緩和するように努め、家族等を含めた精神的、社会的な援助を総合的に行います。
- (6) 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死については、本指針の対象としません。

○ 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

(1) 患者さんの意思が確認できる場合

松本市では、松本市医師会と松本市地域包括ケア協議会が作成した、「わたしのリビングウィル(事前指示書)」があります。事前に患者さんと家族により作成されている場合は、それに沿って話し合いを行います。事前指示書の作成については、必要な医療情報の提供を行い、患者さん本人の意思確認と、代理人の選択などを行ってもらいます。

患者さんの病状の変化に合わせて、何回でも変更可能なため、医療・ケアチームで 適切な情報提供を行い、方針の決定をします。事前指示書が作成されていない場合 でも、同様に情報提供を行った上で話し合いを行い、方針を決定します。

(2) 患者さんの意思が確認できない場合

事前指示書が以前に作成されていた場合には、それに基づいて、代理人に医療・ケアチーム殻情報提供を行い、話し合いの後に方針を決定します。事前指示書が作成されていない場合には、患者さんの意思決定を代理する家族に、情報提供を行い、話し合いの後に方針を決定します。

(3) 方針の決定について、患者さん含む家族間、または家族と医療・ケアチーム間で意 見がまとまらない場合

患者さん、家族の同意を得て、外部の専門家に相談することを検討します。

(2022年10月1日)